

平成30年度

ファイル無害化サービス

仕様書明細

平成30年7月

秋田県町村電算関連物品等共同調達協議会

## 1. 概要

平成27年11月に総務省から個人番号利用事務及び個人番号関係事務を取り扱うネットワークについて、インターネットから切り離すことなどセキュリティの強化を行うよう示された。ネットワークの切り離し後、業務上ファイルの受渡しが必要となった場合は、無害化通信を図ることとされている。

そのため、セキュリティの強化及び利便性の向上を行うため、サービスの調達を行うものである。

## 2. 仕様

### (1) ファイル無害化ASPサービスの構成

以下のサービスをLGWAN-ASP及びインターネットASPとしてサービス提供すること

- ① ファイルを、LGWAN-インターネット回線を経由して送受信することができること
- ② インターネットからLGWANに送信する場合には、ファイルの無害化を行うことができること
- ③ 職員が所持するファイルの無害化ができること
- ④ 自治体と取引のある個人、団体等とLGWAN-インターネット回線を経由してファイルを送受信することができること

### (2) サービスの提供時間

サービスの提供時間は、原則24時間365日とする。

### (3) サービス内容

サービス内容については、以下の機能を有するものとする

#### ① ファイル送受信機能

ファイルを送受信するとともに無害化を行う機能。なお、自治体職員の送受信はLGWAN及びインターネットを経由し、自治体と取引のある個人、団体等の送受信はインターネット経由とする。

- (ア) インターネットからLGWANにファイルを送信する場合は、必ず無害化処理を実施すること
- (イ) 無害化できないファイルを送信する場合は、メッセージを表示すること
- (ウ) パスワード付き圧縮ファイルは、パスワード解除と同時にファイル送信（無害化含む）ができること
- (エ) パスワード付き圧縮ファイルを送信するときに、異なるパスワード

- を入力した場合は、メッセージを表示し、送信を受け付けないこと
- (オ) インターネット系の端末から送信されたファイルが無害化できない形式の場合、自治体職員がインターネット系の端末で受信できること
  - (カ) 誤送信防止のため、利用職員が指定する承認者による承認機能を有すること
  - (キ) インターネット上の送受信は暗号化通信とすること
  - (ク) 管理者は全職員の送受信ログのデータがダウンロードできること
  - (ケ) 送信する際に受信用パスワードの設定ができること

## ② ファイル無害化機能

職員がインターネット系の端末からファイルを送信し、無害化処理されたファイルをL GWAN端末で受信できる機能

- (ア) インターネットからL GWANにファイルを送信する場合は、必ず無害化処理を実施すること
- (イ) 無害化できないファイルが送信された場合は、メッセージを表示すること。
- (ウ) パスワード付き圧縮ファイルは、パスワード解除と同時にファイル送信（無害化含む）ができること
- (エ) パスワード付き圧縮ファイルを送信するときに、異なるパスワードを入力した場合は、メッセージを表示し、送信を受け付けないこと
- (オ) インターネット上の送受信は暗号化通信とすること
- (カ) 管理者は全職員の送受信ログのデータがダウンロードできること
- (キ) 送信する際に受信用パスワードの設定ができること

## ③ 対応ファイル

下記のファイルの無害化ができること

| ファイル種類                  | 拡張子  |
|-------------------------|--|
| Microsoft Office97-2016 | Excel: xls, xlsx, xlsm<br>Word: doc, docx, docm<br>PowerPoint: ppt, pptx, pptm |
| 一太郎                     | jtd, jtde  |
| 画像ファイル                  | bmp, gif, wmf, emf, png, jpg, jpeg, tiff, tif                                  |
| 圧縮ファイル                  | zip, Microsoft-cab, tar, gzip, rar, 7z, gz                                     |
| CAD                     | dwg, dxf, sfc  |
| その他                     | pdf, txt, csv, rtf, eml  |

#### ④ データセンター

- (ア) 立地している自治体が公表している洪水・津波・土砂災害に係る各種警戒区域図等において、災害予測対象エリアに含まれていないこと。もしくは、そのリスクに対する対策が実施されていること。
- (イ) 次のファシリティ要件を満たしていること
  - ・日本国内に所在していること
  - ・建築基準法の新耐震基準を満たした建物であること
  - ・J D C C基準 Tier 3以上
- (ウ) データセンター事業者はISO 27001及びPマークを取得していること。

### 5. 保守

- ① サービスの問合せ対応業務（ヘルプデスク）を行うこと。
- ② 対応時間を月曜から金曜の9時00分から17時00分まで（※祝祭日、年末年始（12月30日から1月3日）を除く）とすること。

### 6. 納入期限

平成30年8月末日までの間で参加団体が指定する期限

### 7. 見積もり条件

導入費用と運用費用を合わせてサービス利用料として見積もりをし、総額により導入業者を決定する。

#### ①導入費用

セットアップ費など、サービス導入に関して必要となる全ての費用を見積もること。

#### ②運用費用

- ・基本料金、サービス料などとし、「5. 保守」に記載の保守内容を含むものとする。

#### ③費用の明細

- ・サービス利用料については、1ライセンスごとの単価を示すこと。
- ・別紙の「町村等 必要ライセンス数」による、団体ごとのサービス利用料の明細を示すこと。
- ・導入後5年間のサービス利用料を団体ごとに見積もること。

別紙

町村 必要ライセンス数

| 町村名   | 必要ライセンス数 |
|-------|----------|
| 小坂町   | 60       |
| 上小阿仁村 | 66       |
| 八峰町   | 128      |
| 八郎潟町  | 79       |
| 井川町   | 65       |
| 大潟村   | 70       |
| 美郷町   | 230      |
| 羽後町   | 148      |
| 東成瀬村  | 60       |
| 合計    | 906      |